

3 水漁第 1853 号  
令和 4 年 3 月 10 日

水産政策審議会

会長 田中 栄次 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項及び同条第 4 項の規定に基づく特定第一種水産動植物及び特定第二種水産動植物の指定について（諮問第 3 8 6 号）

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和 2 年法律第 7 9 号）第 2 条第 1 項及び同条第 4 項の規定に基づき、特定第一種水産動植物及び特定第二種水産動植物を別紙のとおり指定したいので、同条第 6 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(別紙)

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則 (抄)

(特定第一種水産動植物)

第一条 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項の農林水産省令で定める水産動植物は、次に掲げるものとする。

- 一 うなぎの稚魚(全長十三センチメートル以下のうなぎをいう。)
- 二 あわび
- 三 なまこ

(特定第二種水産動植物)

第三条 法第二条第四項の農林水産省令で定める水産動植物は、次に掲げるものとする。

- 一 さば
- 二 さんま
- 三 まいわし
- 四 いか

# 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の対象魚種について

1 水産流通適正化法（令和2年12月公布。本年12月施行予定。）は、特定第一種水産動植物及び特定第二種水産動植物を規制の対象としているところ。

- ・ 特定第一種水産動植物：国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれ大きい水産動植物であって資源管理を行うことが特に必要なもの。
- ・ 特定第二種水産動植物：外国漁船によって違法な採捕が行われるおそれ大きい等の事由により輸入規制を講ずることが必要な水産動植物。

2 制度の詳細等を検討するため、若手漁業者や学識経験者、生産・加工・流通団体などの実務関係者が構成員となる「水産流通適正化制度検討会議」を設置し、令和3年8月のとりまとめにおいて、指定基準（別添）に照らし、対象魚種を、次のとおり指定することとされた。

▶ 特定第一種水産動植物：アワビ、ナマコ、シラスウナギ（※）

※ 令和7年12月から適用

▶ 特定第二種水産動植物：サバ、サンマ、マイワシ、イカ

# 特定第一種水産動植物及び特定第二種水産動植物の指定基準及び対象魚種について

## 特定第一種水産動植物

### ● 法律上の定義

この法律において「特定第一種水産動植物」とは、水産動植物のうち、国内において違法かつ過剰な採捕（外国漁船（日本船舶以外の船舶であって、漁ろう設備を有する船舶その他の漁業の用に供されているものをいう。第4項において同じ。）によるものを除く。）が行われるおそれ大きいと認められるものであって、その資源の保存及び管理を図ることが特に必要と認められるものとして農林水産省令で定めるものをいう。（法第2条第1項）

### ➤ 指定基準

- ① 違法漁獲が実態上、深刻な問題となっている魚種を対象とすべきであることから、現に漁業関係法令違反の件数が多いものや単価が高い等違法漁獲により不正の利益を得やすいものであること
- ② 生産額が一定規模以上であり、容易に流過程に混入することで適正な流通を脅かすものであること
- ③ 資源状況が悪い魚種を対象とすべきであることから、漁獲量が減少しているものであること
- ④ 事業者等の負担も考慮し、実行可能性の観点から対応可能であること

特定第一種水産動植物の  
対象魚種

アワビ、ナマコ  
シラスウナギ※  
※ 令和7年から適用

## 特定第二種水産動植物

### ● 法律上の定義

この法律において「特定第二種水産動植物」とは、我が国に輸入される水産動植物のうち、外国漁船によって外国法令に照らし違法な採捕が行われるおそれ大きいと認められることその他の国際的な水産資源の保存及び管理を必要とする事由により輸入の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるものをいう。（法第2条第4項）

### ➤ 指定基準

- ① 外国漁船によって外国法令に反してIUU漁業が行われるおそれ大きいもの
- ② 資源状況が悪い又は地域漁業管理機関（RFMO）等による資源管理が行われている又は重量当たり単価が高いもの
- ③ 日本に一定量以上の輸入がなされている又は輸入が急増しているもの
- ④ 法執行体制その他の法施行準備の観点から実行可能であるもの

特定第二種水産動植物の  
対象魚種

サンマ、イカ  
サバ、マイワシ

# 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の概要 (参考)

## 背景

- 国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれ大きい魚種について、違法漁獲物の流通が水産資源の持続的利用に悪影響を及ぼし、適正な漁業者等の経営を圧迫している。これらに対応するため、輸出品を含めて違法漁獲物の流通を防止し、国内流通を適正化する措置を講ずる必要。
- 国際的にIUU(違法・無報告・無規制)漁業のおそれ大きい魚種について、国際社会においてIUU漁業撲滅の実行が求められている。既に対策を講じた欧米に次ぐ水産物輸入大国である我が国としても、海外の違法漁獲物の流入を阻止する措置を講ずる必要。
- これらを踏まえ、国内で採捕される特定の水産動植物について、違法漁獲物の混入を防ぎ、万が一混入が確認された際には取引記録等を追跡調査し、流通適正化を図るとともに、輸入される特定の水産動植物について、適法性を証明する仕組みとすることでIUU漁業由来の漁獲物の我が国への流入を防ぐ。

## 法律の概要

### I 国内における違法漁獲物の流通防止のための規制

#### (1) 漁業者等の届出

特定第一種水産動植物(国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれ大きい魚種)の採捕の事業を行う者又はその者が所属する団体であって、当該特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行おうとするもの(届出採捕者)は、当該採捕の事業が適法に行われるものである旨を行政機関に対し届け出なければならないこととするとともに、届出の際に通知される番号を含む漁獲番号を伝達の上、譲渡しを行うこととする。(第3条第1項・第2項)

#### (2) 情報の伝達

届出採捕者、一次買受業者、流通業者、加工業者等(特定第一種水産動植物等取扱事業者)は、名称、漁獲番号等の情報について事業者間で伝達しなければならないこととする。(第4条・第5条)

#### (3) 取引記録の作成・保存

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等の譲受け又は譲渡しをしたときは、名称、重量又は数量、年月日、相手方の氏名、漁獲番号等の事項に関する取引記録を作成・保存しなければならないこととする。(取扱事業者も(1)と同様に届出を行う。)(第6条・第8条)

#### (4) 輸出の規制

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等につき、適法に採捕されたことを示す国が発行する適法漁獲等証明書を添付してあるものでなければ、輸出してはならないこととする。(第10条第1項)

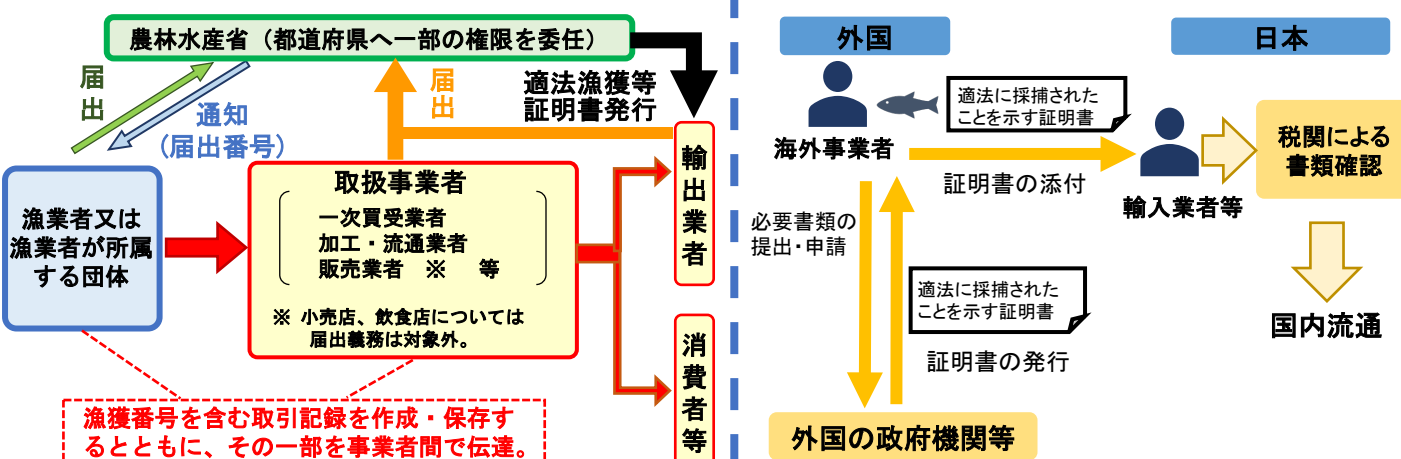
### II IUU漁獲物の流入防止のための輸入の規制

#### 輸入の規制

特定第二種水産動植物(国際的にIUU漁業のおそれ大きい魚種)等については、適法に漁獲されたことを示す外国の政府機関等発行の証明書等を添付してあるものでなければ、輸入してはならないこととする。(第11条)

#### 特定第一種水産動植物等に係る制度スキーム

#### 特定第二種水産動植物等に係る制度スキーム



※ 届出義務、伝達義務、取引記録義務、輸出入時の証明書添付義務等に違反した場合は罰則あり。

### III 施行期日

「公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日」とする。  
(※ 漁業者等の届出に関しては、施行日前(6カ月前)から、事前の届出を可能とする。)

### その他

※ 施行までの期間において、伝達義務や取引記録義務に係る電子化に向けたシステムの開発など、現場での円滑な制度運用に向けた支援を講ずることを検討する。